

2、賃金二割増額は拒絶

3、労働時間八時間制は實行中である、遅延の場合は坑内係員に申出つること

4、安全懲罰札は廢止す（會社負擔とする）

5、便（水タ）横込に採炭資の三割支給は三割と規定せず現在通坑内係員の決定に據る。

6、荷賀件は從來通り坑内係員の決定に據る。

一三、労働組合の背景等

今回の争議には労働組合の背景を有せず且つ建築業の行動は極めてあつたが主謀者たる村上利明は嘗て東京市在住自由聯盟に加盟したことあり今回の争議に早良坑夫自由組合の名義を用ひ且つ解決後組合組織計劃中なりと謂はる。

法人協調會福岡出張所

一四、合宿所經營者の要求問題

約三百名の坑夫を収容する個人合宿經營者二十一名は合宿制度の改正（昭和七年十二月二十四日改正）に依り經營不可能なりとて合宿所を當社側に引受けしむべく十二日左の要求案を提出したのである。

◎要求條項

- 1、會社に於て坑夫を引受け一人分五拾圓免一引取り料として一支給すること
- 2、自分等（經營者）に對し入社以來の功勞に對し功勞金を支給すること
- 3、坑夫の借金は會社に於て負擔すること

右要求に對して會社相談役木原新太郎仲裁に立ち大体改正の制度を復活せしめて解決せり、即ち解決案左の通り。

◎解決條件